

週報

號日七十月四

第一八三號

昭和十五年四月十七日發行
（毎週一回水曜日發行）

五錢

勤勞所得の源泉課税とは
委託又は郵便による戸籍の届出
神武天皇聖蹟の調査
國民政府に對する各國の動向
少年保護事業の前進
機械技術者檢定について
市町村義務教育費國庫負擔法の改正

北歐に戦局擴大
戰禍の北歐事情

特別寄稿 二千六百年史抄（二〇）
内閣情報部參事 菊池 寛

週報

昭和十五年四月十一日發行
（毎週一回水曜日發行）

内閣印刷局印刷發行



純真藥品の商標



胃腸に タカチ"アスターゼ"

タカチアスターゼは食物消化酵素の綜合劑とも稱せられ就中澱粉消化力は無比と言はれてゐる。更に澱粉以外に蛋白質、脂肪を始め、纖維素、レシチン・イヌリン等十餘の各種消化酵素を含み従つて多角的消化作用を營み、效力一定不變の點が醫家により愛用支持を享けてゐる。 （粉末と錠劑）

東京市日本橋區室町 三共株式會社

（判LA51格規定國はさき大の書本）

納税に示す

興亞の奉公心

露光量違いにより重複撮影

週報

—内閣情報部編輯—

少年保護事業の前進
 内閣情報部編輯
 國民政府に對する列國の動向
 勤勞所得の源泉課税とは
 機械技術者檢定について
 神武天皇聖蹟の調査
 委託又は郵便による戸籍の届出
 市町村事務教育費國庫負擔法の改正
 北歐に戦局擴大
 戦禍の北歐事情
 三十二年六百年史抄
 西國事情
 菊池 寛

週間要聞

四月六日(土)
 ▼阿部首相特命全權大使の壯行國民大會、日比谷公園に舉行さる。▼同大使携行の帝國政府の訓令案閣議決定。▼同大使の隨員團發表さる。▼國民政府、重慶締結の條約無効を國民政府令を以て正式公布
 四月七日(日)
 ▼國民政府、全軍隊に對し即時停戦して命令を待つべしと下命せる旨發表
 四月八日(月)
 ▼皇太子殿下、聖育醫院に御降臨遊ばさる。▼江橋、北支祖察多田北支軍最高指揮官と會談
 ▼國民政府、公務員に歸還命令を發す。▼英佛側共同宣言を以て
 四月九日(火)
 ▼重慶沿海に機雷を敷設し、戰時禁制品輸送を阻止する旨發表
 四月十日(水)
 ▼師團長會議開く(三日間)
 ▼詩伊使節團、東京驛出發。▼地方長官異動發表。▼獨軍隊突如丁抹に侵入、次いで諸威に進軍、各地占領、なほ諸威ナルヴィク沖に英獨海戦を展開
 四月十一日(木)
 ▼米の彈劾買上げ山口縣に斷行さる。▼國民政府、華僑對策を聲明す。▼英獨兩軍、激戦續行
 四月十二日(金)
 ▼價格形成中央委員會第一回總會開かる。▼興亞院總務部長官會議開催(三日間)。▼メキシコ經濟使節團來朝。▼滿洲國國兵法公布さる

納税に示す

興亜の奉公心

露光量違いにより重複撮影

週報

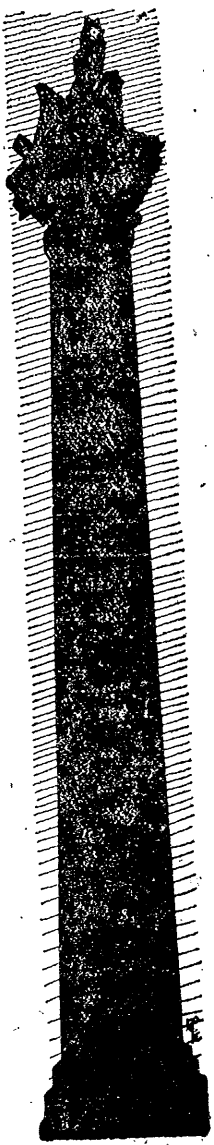
(四月十七日)

—内閣情報部編輯—

少年保護事業の前進 司法省：二
 國民政府に對する列國の動向 内閣情報部：ハ
 勤勞所得の源泉課税とは 大藏省：四
 機械技術者検定について 厚生省：三
 □神武天皇聖蹟の調査 文部省：三
 □委託又は郵便による戸籍の届出 司法省民事局：兵
 □市町村義務教育費國庫負擔法の改正 文部省：三
 北歐に戦局擴大 外務省情報部：三
 戦禍の北歐事情 海軍省海軍軍務局長部：三
 特別二千六百年史抄(二〇) 内閣情報部編輯 菊池 寛

週日誌

四月六日(土)
 ▼阿部信行特命全權大使の壯行國民大會、日比谷公園に舉行さる。▼同大使携行の帝國政府の訓令案閣議決定。▼同大使の隨員團發表さる。▼國民政府重慶締結の條約無効を國民政府令を以て正式公布
 四月七日(日)
 ▼國民政府、全軍隊に對し即時停戦して命令を待つべしと下命せる旨發表
 四月八日(月)
 ▼皇太子殿下、學習院に御降學遊ばさる。▼江精衛、北支視察多田北支軍最高指揮官と會談
 ▼國民政府、公務員に歸還命令を發す。▼英佛側共同宣言を以て諸威領海に機雷を敷設し、戰時禁制品輸送を阻止する旨發表
 四月九日(火)
 ▼師團長會議開く(三日間)
 ▼訪伊使節團、東京驛出發。▼地方長官異動發表。▼獨軍隊突如丁抹に侵入、次いで諸威に進軍、各地占領、なほ諸威ナルウィク沖で英獨海戦を展開
 四月十日(水)
 ▼米の強制買上げ山口縣に斷行さる。▼國民政府、華僑對策を聲明す。▼英獨兩軍、激戦續行
 四月十一日(木)
 ▼價格形成中央委員會第一回總會開かる。▼興亞院通新部長官會議開催(三日間)。▼メキシコ經濟使節團來朝。▼滿洲國國兵法公布さる



少年保護事業の前進

司 法 省

青少年は明日を擔ふ

聖戰第四年の春、大陸に反共和平の旗、つて新東亞建設の大業は更に一步を進めたが、眞の戦ひはまさにこれからであり、舉國一致、堅忍持久國民の全部がその與へられた部署に於て、一意國民的本務の遂行に専心すべきは寧ろこれからである。

し、相携へて聖業を發奮し率らなければならぬ。殊に青少年、即ち今後の日本を背負つて立つべき青少年にあつては、この新東亞建設の聖業の意義を一層明確に認識し、これに奉仕する覺悟を一層深く把持し、以て之に奉仕し得る爲めの資質を豊かに涵養し確保しなければならぬ。蓋し此の大業はまさに長期建設であり、その成就は一に次代を背負ふべき青少年の双肩にかゝつてゐるからであつて、この重任を負へる青少年をして、眞に將來を擔ひ得るやうに心身共に健全に成育せしめることは、統後國民に課

せられた最高の義務だと言はなければならぬ。青少年を健全に成育することが如何に重要であるかは、どの國でも大いに留意してゐるところである。特に新興の意氣に燃える獨伊兩國などでは、國家の將來が青少年の資質如何にかゝることを強調して、青少年の訓練教化に格段の努力を拂つてゐることは周知のごとくである。わが國に於てもとより、青少年を強く健全に育てて國家將來の發達を確保する爲めに、鋭意努力が拂はれてゐるのであるが、現下の國情に鑑みれば、殊に今日に於て青少年の志操徳性を健全に成育することの必要が一層痛感されるのである。

戦争と少年犯罪

今日の青少年は、一般的には時局の影響により大いに緊張の觀があることはよろこぶべきことだが、全般的に見ると悉く遺憾なき状態にあるとは言へない事情がある。吾々は茲に、青少年にして犯罪を爲し又は不良の行爲を爲す者が甚だ多數に上つてゐる事實を、指摘しなければならぬ。近年の刑事統計は、十八歳未満の者の犯罪事件だけでも

年々五萬に及ぶことを示してゐるし、この外に、犯罪とまでは行かない不良の行爲は其の數倍に達してゐる有様である。勿論、少年犯罪といふものは今に始まつた現象ではないが、しかし特に最近に至つてこれが急激に増加の傾向を現はして來たことは、眞に憂慮に堪へない。

これについて思ひ出されるのは、先の第一回歐洲大戰の際に交戦各國に於て少年犯罪の激増したことである。當時、大戰開始の最初の年には寧ろ減少を示したのであつたが、大戰が二年、三年と續くに伴つて各國の少年犯罪の數はぐんぐん上昇した。例へばドイツでは、開戦第一年の一九一四年には、戦前の五萬四千から四萬六千に減少したが、翌一九一五年には逆に激増して六萬三千となり、更に其の翌年には八萬臺に上昇し、戦争第四年には遂に九萬を遙かに突破した。これを開戦當初の年の四萬六千に比べると實に二倍以上に當る。フランスでは、第一年には九千九百餘人であつたのが第二年には一萬四千を超え、第四年には二萬二千を突破し、第一年に比べて殆んど二倍半に垂んとしたのである。イギリス、オーストリア、ハン

ガリイなどでも、事態はほど同様であつた。この事象が、大戦末期から戦後時代へかけての各國の類廢と疲弊に如何なる役割を演じたかは、思ひ半ばに過ぎるものがある。

わが國に於ても、支那事變が始まつて最初の間は、少年犯罪は減少の事實を示し、民心緊張の反映であらうと悦ばれたのであつたが、昨年あたりから、各地方に於て少年犯罪増の傾向が現はれて來た。中には驚くべき激増ぶりをしてゐるところもある。殊に股賑産業地帯に於てその傾向が甚だしいことは、それが生産力に及ぼす消極的影響と共に、寒心に堪へない所である。

緊急な勤勞青少年の問題

時局下のわが産業は、長期建設に必要な凡ゆる物資の生産をいよ／＼増大せしめなければならないのであるから、必然的に勞働力の巨大な需要を生ずるのであつて、この際股賑産業方面に於ける青少年勞働者の著しい増加は當然のことである。

時局下の青少年が、産業の戦士として陸續と職場に進出

由な時間と自由な賃銀が與へられるのであるから、これに適當な指導が與へられない場合には、勝手氣儘に、未熟な判断のままに慰安や娯樂を追求することになり、そこからして正しい堅實な生活態度を喪失し、道德的類廢の危地へ突出されることになる。さうなつた場合、その結果が如何に怖るべきものであるかは想像に難くないのであるが、今や、甚だ残念ながら、このやうな想像が國內隨處の股賑産業地帯に於て事實となつて現はれてゐるのである。

先の歐洲大戦の際に交戦各國に於て少年犯罪が激増した原因としても、やはり、激増した少年勞働者が教育的な保護から解放された上に、高い賃銀を貰ふやうになつたことが指摘されてゐるが、今や同じ事情がわが國に於ても現はれ始めたのである。時局産業確保の上からも、將來の國民資質の確保の上からも、緊急対策を講ぜねばならぬ問題である。

少年保護事業の現況

青少年の育成については、勿論最初から深い慈愛と周到なる配慮とを以て之を護り、何等の過誤をも生ぜしめないこ

し、その職場に於て新東亞建設の大業に奉仕することは、よるべき現象だと言はねばならぬ。これ等の勤勞青少年は、日々その勤勞の遂行によつて銃後國民としての責務を果すのであるから、吾々はこれ等青少年の健全な奮闘に對して感謝と賞讃を贈らなければならないのである。そしてこれ等の勤勞青少年が、このやうにして銃後の責務を果す傍ら、職場の内外に於てその心身を錬磨し、將來の躍進日本を背負つて立ち得るやうにますます健康な身體と高邁な精神とを涵養するならば、吾々は國家の將來の爲め心からなる喜びを禁じ得ないのである。しかしながら若しこれに反して、これら勤勞青少年の上に、その體位についてか又はその徳性について些、かでも暗影を生ずるやうなことがあつたならば、それは、國力を擧げて長期建設の途上にあるわが國にとつて山々しい問題だといはねばならぬ。

青少年が家庭を離れて職場に入るといふことは、結果に於て家庭の監督と慰安とから離れることであり、従つてその道德生活については誰からも保護を與へられない状態になり易いのである。そしてこれ等の青少年には、比較的自

とが肝要であるが、不幸にして何等か行狀上の問題が生じたならば、出来るだけ早期に之を發見し、早期に適切な指導矯正を加へなければならない。

少年保護事業は、右のやうな趣旨から行はれてゐる事業である。少年(滿十八歳以下の少年及び少女)にして刑罰法令に觸れる行為を爲したる者及び刑罰法令に觸れる行為を爲す虞れある者に保護を加へ、これを矯正善導して健全なる日本國民たらしめるのが、少年保護事業である。その方法としては、本人の性格、家庭の狀況、その他諸般の事情に應じて種々の方法を講ずる。例へば、矯正院少年院や少年保護團體に收容して、嚴格な規律の下に團體生活を營ませ、訓育を施し作業教育を授ける。家庭の事情その他によつては、本人を自宅に住ませ平常通りの生活をさせながら少年保護司が常に之を観察し、親身の相談相手となつて保護指導する。その他、或ひは訓誡をするとか、或ひは保護者を督勵して指導するとか、本人の性情を陶冶し、放縱懶惰の惡習を矯正し、忠良なる日本國民たらしめる爲めにあらゆる手段を盡して指導に努めるのである。

この少年保護事業を行ふ中心機關は少年審判所である。少年審判所といへば、名稱は裁判所を思はせるが、實質は裁判所とは全く異なる保護の機關である。保護の機關たる少年審判所は、關係施設として矯正院、少年保護團體等を有し、また多數の少年保護司を擁して、少年の保護指導に大車輪の活動をしてゐるのである。不幸にして邪路に踏み迷つた多數の青少年が、この少年審判所を中心とする保護の手に救はれ、指導され矯正されて、續々と順良な國民としてよみがへりつゝある。

このやうにして、少年審判所を中心機關とする少年保護事業は、時局下に於ける青少年の健全性の確保といふ緊急焦眉の問題の爲めに、全能力を盡して闘つてゐる。

少年保護事業の擴充

この少年保護事業は、然しまだ全國に普く徹底して行はれてゐるのではない。中心機關たる少年審判所は現在左記の四ヶ所に設置されてゐるだけであつて、その管轄區域は三府十一縣に過ぎない。

東京少年審判所—東京府 神奈川縣 千葉縣 埼玉縣

かに之を全國に及ぼすことが絶対に必要であるけれども、國家財政の現状に鑑み、本年度に於ては特に急を要する地方に取急ぎ之を實施することになつた。

護れ少年、興亞の寶

このやうにして少年審判所は、青少年の保護の爲め關係機關を動員して奮闘してゐるのであるが、本當に保護の實績を確保する爲めには國民社會の全面的協力が必要である。青少年の保護は日常の社會生活の中で行はれなければならない。少年保護事業は社會各層の人々の協力を求めてゐる。國民各自が、或ひは子女の父兄として、或ひは小店員や少年工の雇主として、又は職場の先輩として、日常その指導に萬全を期することは、少年保護事業に對する間接の協力になるのであるが、少年法(少年保護事業を制度化した法律、大正十一年四月十七日公布)には、もつと直接な協力の仕方を含めてゐる。即ち同法第二十九條には、附近に保護を加ふべき少年のあることを知つた者は、これを少年審判所に通告せよといふ規定がある。その趣旨は、少年の不良行爲や犯罪を早期に發見して、その病勢の昂進しない間に早

大阪少年審判所—大阪府 京都府 兵庫縣
名古屋少年審判所—愛知縣 岐阜縣 三重縣
福岡少年審判所—福岡縣 佐賀縣 長崎縣 熊本縣
即ち、國家の少年保護事業が行はれてゐるのは右の三府十一縣に過ぎない。これでは時局下に於ける全國青少年の健全性の確保といふ緊急焦眉の必要に對應することができない。それで、政府に於ては當面の急務に應ずるため、來る昭和十六年一月から次の通り少年審判所の新設及び既設少年審判所の管轄區域の擴張を行ふこととして、帝國議會の協賛を得た。即ち、

新設—廣島少年審判所(廣島縣 山口縣 岡山縣 鳥取縣 島根縣 愛媛縣)
既設の擴張
東京少年審判所の新管轄區域—茨城縣 栃木縣 群馬縣 靜岡縣 山梨縣

大阪少年審判所の新管轄區域—奈良縣 滋賀縣 和歌山縣 右の十四縣が本年度中に少年保護事業の實施區域となるのであつて、これを現行區域と合せて漸く三府二十五縣となるわけである。少年保護事業の緊急性から考へれば、速

く保護を加へて之を治療したい爲めである。通告をするには、書面又は口頭を以て、本人及び保護者の氏名、住所、年齢、職業、性行等を申立てればよい。通告をして保護を受けさせることは本人の爲めでもあり、社會の爲めでもあるから、その趣旨を汲んで通告を勵行されたい。又少年法には委託といふ制度もある。少年審判所から不幸な少年を引受けて面倒を見てやる制度である。篤志の方々には少年審判所に申出でたい。

日本の青少年は、全部吾等の同胞である。罪を犯した者と雖も等しく御國の大御寶である。これを保護し、これを指導して、強く正しき日本國民として育成することは吾等同胞としての尊い責務である。他人だと思つては相濟まぬことである。相ともに手を取り合つて、御國の爲めに良き國民となり、國民の務めを盡さなければならぬ。道を踏迷つた少年に對しても、吾々は先づ之を救ふことを考へなければならぬ。殊に今日の如く、國家の非常時に際して、國民の總親和總努力を最も必要とする時期に於ては、年少の同胞を一人も漏らすことなく、國民的大行進の隊伍に列せしめて、國民たるの本務を十分に盡さしめねばならない。

國民政府に對する列國の動向

内閣情報部

世界各國注目的であつた國民政府の改組、遷都の歴史的式典は、去る三月三十日、滯りなく終了し、汪精衛を中心とする新中央政府は着々内容を整備し、反共和平建國の目的に向つて邁進してゐる。この新政府成立に對し重慶及び列國が如何なる見方をしてゐるかを、その國の新聞論調その他の情報に基づいて打診してみよう。

重慶側の動向

蒋介石側新聞は新中央政府の成立が遅れて居たのに乘じて「汪新政権はとも出来さうにない」と云つて居つたのが、事實出来上つたことは如何にしても隠すことが出来ず、デマ宣傳の化の皮を剥がれ、著るしく民衆の信頼を失つた。今度は「出来ても大したものではない」とし、齊に反汪論陣を張つてゐる。

蔣介石側新聞は新中央政府の成立が遅れて居たのに乘じて「汪新政権はとも出来さうにない」と云つて居つたのが、事實出来上つたことは如何にしても隠すことが出来ず、デマ宣傳の化の皮を剥がれ、著るしく民衆の信頼を失つた。今度は「出来ても大したものではない」とし、齊に反汪論陣を張つてゐる。

しかし一方には新政府要人の逮捕令を發布し、國民參政會第五次大會の召集、第二次抗戰計畫を發表するなど、民衆の眼を新政府から蔽うて抗戰繼續へ引きずらうと必死の宣傳を試みてゐる。口には新政府の脆弱性を言へど、心にこれを恐れてゐることは和平分子の脱出を圖るものを大量檢舉強壓し、新政府の宣傳防止に汲々としてゐることによつても明らかである。また華僑に對する工作には一層心配してゐる模様である。

蒋介石の軍隊内部に與へた影響も相當重大で、抗戰の目的や前途に疑惑と不安を感じ、歸順部隊も増加せんとする傾向にある。これが對策として各地に於て示威的攻撃を行はしめて、その防止に腐心してゐる有様である。しかし新政府成立後、日未だ淺い今の状態に於ては、蒋介石

の陣營を互崩さす程度には至らないことは當然なことである。

英國の動向

英國政府は新中央政府成立に對し重大なる關心を有することは無論のことであるが、表面我關せず焉の態度を装ひ、依然蒋介石を正統政権者として認める政策を保持するものと見受けられる。

しかし現實主義の英國民のこととてその新聞論調にも獨特の香がある。例へばロンドン・タイムス紙の如きは、「外國人の在支權益は新政府の統制下に立つこととなるから無下に之を無視することは出来ない。早晩兵力も充實するであらうし、支那人特有の驚くべき妥協性を發揮することもあり得るから、事態の發展には深甚の興味を感じざるを得ない」と論じ、又デーリー・エクスプレス紙は、英國政府は蔣政権に與へた外交上の承認を取消す意思もなければ、汪政権に對し敵意を抱いてゐることを意味するものではない。若し公正なる條件を以て日支事變を終結せしめ得る運動に何等かの見透しが付けば、英

外交當局はこれに協力するであらうと報じてゐるなど、英國が新支那將來の發展に對處し得るやう慎重な態度をとつた方が得策であると考へてゐることが窺はれる。

去る三月二十八日、日英協會の席上でクレイギー駐日英大使が行つた演説は、重慶及び米國方面に意外な反響を呼び起し、その抗議にあつて苦慮してゐるが、これを全面的にも否定してゐない。

たゞしかし英國としては直接當面する對獨戰爭に全力を傾注してゐる際ではあり、今暫くは靜觀的態度を保持するを賢明とすると考へてゐることと推察される。

米國の動向

歐洲に對してモンロー主義を唱へ東亞に對しては機會均等門戸開放の名の下に干渉政策を弄せんとする米國は、最近ますます露骨に對日壓迫的態度を現はしてきて、従つて今回の新中央政府成立に對しては、公然と否認を聲明した程であつて、新聞その他の論調もこれと調子を合せて極めて非友誼的である。

ワシントン各紙の論調中、主なる點は「戰爭を打ち切ら

んがため日本は、支那の過半数がまだ重慶を支持してゐるのに拘らず、傀儡政府を樹立し、九ヶ國條約を完全に無視した。汪政府樹立は要するに一時しのぎの臨時措置であつて、今後の發展は全然分らないが、とも角支那及び第三國に取つて障害となるだらう」といつてゐる。

しかし新政府の成立した事實、しかもこれが支那經濟貿易の中樞部に據つて立つてゐることは、商利に敏なる米國民としては、看過し得ないところであらう。現にワシントン發同盟電報は國務省としては、今後、新政府下にある多數領事館の處置に關し相當困難なる問題に逢着したわけで、國務省當局としては領事館を閉鎖する意圖がないだけに、その解決は相當注目されてゐると報じてゐるが、不承認主義も結構であるが現實問題に當面すると直ちに支障を生じてくるわけである。

米國が東亞の新秩序建設なるものを排撃し、重慶殘存勢力に積極的援助の態度を表明し、新中央政府を無視してゐる現在の政策は、將來どこまでも改めさせねばならないのである。

ソ聯の動向

反共和平建國をモットーとする新政府成立に對しては、表面餘り大なる關心を示さず、概して默殺主義である。コムソモリスカヤ、ブラウダ紙には、新政府成立に關聯し、若干、日本を誹謗するやうな記事も見受けられるが、一般に取扱ひは簡單である。寧ろ重慶方面への中國共產黨の進出に着意してゐるものではないかと考へられる。

フランスの動向

新政府成立の報道は、大體に於て公正に取扱はれてゐるが、重慶を重視してゐることは依然たりである。しかし外務省は非公式發表の形で、新聞記者團に對し、極東政策には變化のないことを述べ、「支那新中央政府の成立は支那事變當然の歸結に過ぎない。フランスは日本の政策に關しては今後とも局外者の立場に踏み止まる考へである」と説明し、現事態に對する一切の具體的言明を避け、將來の行動を自ら縛るやうなことを避けてゐることが觀取される。

イタリアの動向

イタリアは新政府成立の報道を相當大きく扱ひ、好意を示してをり、承認の氣構へが感知される。

ドイツの動向

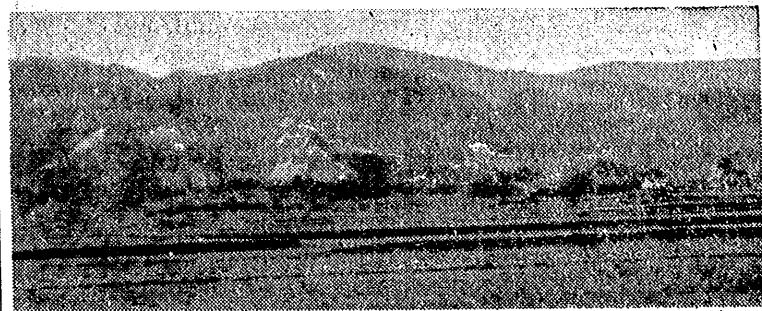
新政府成立をニュースとして取扱つてゐる程度で、新政府に對する積極的な論評は差控へてゐるやうである。

オランダの動向

大なる關心を持つてはゐるだらうが、別に意思表示をしてゐない。

むすび

汪精衛を中心とする新中央政府の成立に伴ふ各國の動向は、米國が露骨な否認態度を表明してゐる外は、大體に於て従來の對支政策に大なる變化を認めない。しかし、支那文化、殊に經濟の樞要部に發展する新中央政府が、將來漸次實力を備へたならば、その對支政策を變換し得るに支障なきやう着意してゐることは觀察される。新政府の速かな發展を望んで已まない。



部一の(地考推津盾)帶地麓山村衛舍孔

文部省に於ては、紀元二千六百年奉祝會の委嘱に依り施行中の神武天皇聖蹟の調査に關して、去る二月七日既に聖蹟の決定を見た一部の結果を奉祝會に同付したのであるが(本誌七五號(二月三十一日號)参照)今度更に左の四件の聖蹟について調査を完了し

神武天皇聖蹟の調査

文部省

て、決定したので、四月一日文部省から奉祝會に調査の結果を同付した。その概要は左の通りである。

神武天皇聖蹟岡水門

所在地 福岡縣遠賀郡蘆屋町

地點地域 蘆屋町の遠賀川河口附近の地

御事績 岡水門は、日本書紀に據れば、筑紫の國にあつて、神武天皇が御東征の際甲寅年(御即位前七年)十一月舟師を帥ゐて到り給うた所である。

神武天皇聖蹟難波之碕

所在地 大阪府大阪市

神武天皇聖蹟盾津推考地

所在地 大阪府中河内郡孔舎衛村

地點地域 孔舎衛村の山麓地帯

御事績 盾津は、日本書紀に據れば、神武天皇が御東征の際戊午年(御即位前三年)三月皇軍を率ゐて草香邑の青雲白肩之津に到り給ひ、翌四月孔舎衛坂で長髓彦の軍と戦はせられて又此處に還り給ひ、盾を植て、雄詭遊ばされたので、その津の名を盾津と改めたものである。

神武天皇聖蹟孔舎衛坂傳説地

所在地 大阪府中河内郡孔舎衛村

地點地域 孔舎衛村大字目下の山麓地帯より草香山の北部を越える坂路の邊

御事績 孔舎衛坂は、日本書紀に據れば、神武天皇が御東征の際戊午年(御即位前三年)四月皇軍を率ゐる駒山を踏えて大和の國に入らうとし給うたとき、長髓彦の軍と御會戦遊ばされた所である。



部一の(地説傳坂衛舍孔)近附山麓の村衛舍孔

地點地域 凡そ東區の上町臺地の北端より北區の天満附近に互る地域
御事績 難波之碕は、日本書紀に據れば、神武天皇が御東征の際戊午年(御即位前三年)二月舟師を帥ゐて到り給うた所であつて、その御事績が甚だ急であつたため、浪速の國の名を得、のち難波となつたのである。



勤勞所得の源泉課税とは

大 藏 省

四月一日から税制の大改正が行はれたことは周知の通りです。今度の改正は中央、地方を通ずる根本的大改正ですが、その中で最も重要な勤勞所得の源泉課税について平易に解説することいたします。

勤勞所得とは

こゝにいふ源泉課税を受ける勤勞所得とは、俸給、給

料、歳費、年金、恩給、賞與、費用弁償、並びにこれ等の性質を有する給與です。即ち勤勞に對する一定の報酬といつた性質のもので、各種の手當等は勿論入りませんが、年金と名のつくものでも郵便年金や、恩給の中でも一時恩給は、勤勞所得としての源泉課税は受けません。「費用弁償」も、さういふ名目の下に月額、又は年額を定めて支給するものに限り、課税を受けるのであつ

て、實費弁償のため支給される一時的のものはこれに含まれません。旅費のやうなものも入りません。

所得税法の施行地、つまり内地でこれ等の給與を受け

る人は、官公吏、會社員は勿論のこと、工場、鑛山等の勞務者もすべて勤勞所得としての源泉課税を受けます。個人商店、個人の工場であつても、常時十人以上の使用人を使ひ、税務署長が源泉課税をするものと指定した場合には、こゝから給與を受ける人は源泉課税を受けます。それ以外の場合には、一々源泉で課税するわけにも

行きませんので従来通り税務署で調査決定の上、一年四期に分けて納税することになります。

課税するのは、支拂を受くべき金額の全額に對してであつて、事業所得のやうに収入から必要経費を差引いたものではありません。月給百五十圓の人が共済組合等の積立金、貯金等で二十圓を差引かれ、手取り百三十圓であつても、課税は「支拂を受くべき」百五十圓に對してなされるのです。しかしこの金額全額にそのまゝ税率を掛けて税金を引くのではなく、次に述べるやうに先づ「基礎

控除」を差引き、これに税率をかけて税金を算出し、その税金から更に扶養家族の控除と生命保険料の控除を行ふ仕組みになつてゐます。

基礎控除とは

前述のいろいろの給與の中、賞與と賞與の性質を有する給與以外の給與——以下これを俸給、給料等と略稱します——について年額七百二十圓を控除し、残つた額に對して課税するのです。これを基礎控除といひます。年七百二十圓ですから、月給なら六十圓、半月拂なら三十圓、十日拂なら二十圓、週拂なら十四圓を俸給、給料等から差引き、残つた金額に税金を掛けるのです。この基礎控除はどんな人でも、別に控除申請をしなくても控除します。

賞與——基礎控除は以上のやうに、先づ俸給、給料等から控除するのであつて、賞與からは原則として控除しません。しかし俸給、給料等が年七百二十圓の基礎控除額に達しない場合、例へば月給五十圓で基礎控除の六十圓

を差引くと十圓の不足を生ずる場合には賞與を貰つた時その年の始めから賞與を貰ふ時までの控除不足額の合計を賞與から控除して課税します。月給五十圓の例でいふと、年末に賞與百二十圓を貰つたとすれば、一月から十二月までの控除不足額の合計百二十圓を控除しますから差引零となり税金はかゝらぬこととなります。三百圓の賞與を貰つたとすれば、控除不足額の合計を差引いた百八十圓に課税されることとなります。賞與を年の中途、例へば六月一週だけしか貰はないやうな場合には便宜上七月以後の控除不足額の合計豫定額を六月の賞與から差引いて貰ふことが出来るやうになつてゐます。この場合豫定した控除不足額と實際の控除不足額が相違して、課税不足となつた時には十二月の給與の時追徴し、逆に過納になつた時は翌年税務署で精算の上拂戻すことになつてゐます。

前に述べたやうに賞與からは原則として基礎控除を認めないのですから、或る支拂者から賞與だけを貰ふ人には基礎控除をせず一應賞與の全額に課税します。しかし、その人がその年、他に全然勤勞所得のなかつた場合には七百二十圓を控除し、他の勤勞所得が七百二十圓に達しない場合にはその不足額を賞與から控除することになります。この場合前に既に全額について納税してゐるわけなので、その過納分は翌年税務署で精算の上拂戻します。

二個以上の支拂者から勤勞所得を受ける場合

(イ) 恩給、年金、歳費と俸給、給料等を受ける場合——俸給、給料等を受けてゐる人が別に恩給、年金、歳費等を貰つてゐる場合には、先づ恩給、年金から基礎控除をし、不足額があつた場合にその不足額を俸給、給料等から控除します。

恩給、年金等の給與を二種以上二緒に受けてゐる人の基礎控除は、(1) 國から受ける恩給、(2) 國から受ける年金、(3) 北海道、府縣、市町村その他の公共團體から受ける恩給及び年金、(4) 歳費、(5) 北海道、府縣、市町村その他の公共團體から受ける費用辨償の順序で行ふことになつてゐます。

合——には、主となる方の給與から基礎控除を行ひ、従となる方からは控除せずに一應課税します。しかしその年中の主たる給與の總額が基礎控除額に達しない時には、その不足額を従たる給與から控除するのであつて、この場合従たる給與に課税した過納分は翌年税務署で精算の上拂戻すことになつてゐます。

以上の方法によつて基礎控除をした残額に百分の六の税率を掛けたものが税額です。つまり百圓の月給取りなら、百圓から六十圓を引いた残額四十圓に百分の六を掛けた二圓四十錢が、毎月の税額なのです。

扶養家族の控除

この税金の中から、扶養家族があれば更に一定額の控除が行はれることとなります。その控除額は一月一日現在の扶養家族一人について年十二圓で、月給なら月一圓、半月拂なら五十錢、十日拂なら三十四錢、週拂なら二十四錢です。つまり百圓の月給を取る人に扶養家族が一人あつたとすれば前に述べた二圓四十錢の税金の中から一圓

を引いた「一圓四十錢」が税額となるわけです。税金から扶養家族の控除額が引き切れない場合——例へば百圓の月給の人に三人の扶養家族があつて二圓四十錢からは三圓を引き切れない場合——には、その控除不足額を合算して賞與に對する税金の中から控除します。賞與だけを受ける人の税金については一應扶養家族の控除をせず課税しますが、他の所得について扶養家族の控除をしてゐない扶養家族がある場合には、賞與に對する税金からその扶養家族の控除をすることを認め、過納の税金は還付することになつてゐます。

なほ扶養家族の控除はすべて申請によることになつてゐますから、基礎控除と異つて申請がなければ控除されませんから注意を要します。

二個以上の支拂者から俸給、給料を受ける場合に、どちらの給與から扶養家族の控除を受けるかは、所得者の任意であつて所得者の申請によつて決めますが、勿論扶養家族一人についてどちらか一個所を認めるだけです。

扶養家族とは——では扶養家族とはどんな者をいふか

といふと、同居してゐる妻と、同居してゐる戸主や家族の中で十八歳未満の者、六十歳以上の者、不具癡疾者に限られてゐます。これは大體これまでの所得税法と同じですが、同居の妻は新しく加へられたものです。扶養家族のあるなしはその年の一月一日現在で決め、その後増減があつてもその年中は控除額の變更をしないことになつてゐます。尤も本年だけは三月一日現在によることになつてゐます。

扶養家族控除の申請書は俵給、給料等の支拂者を経由して、毎年最初の給與を受ける日の前日までに所轄(支拂者の) 税務署へ提出することになつてゐます。年中中途から就職した人は最初の給與を受ける日の前日までに申請書を税務署に出さなくてはなりません。

扶養家族控除の例外——扶養家族の控除は總所得が五千圓を超え、総合所得税を課せられる人には控除を認めません。即ち総合所得税の課税を受けた時は、その年の七月(昭和十五年は八月)から翌年六月までは扶養家族の控除を受けることが出来ないことになつてゐます。昭和

十五年の四月から七月までの間は、昭和十四年分の第三種所得が五千圓を超えた人を、総合所得税を課せられた人と看做して、扶養家族の控除をしないことになつてゐます。

また前に述べた扶養家族に該当する家族であつても、その人が源泉課税を受ける勤勞所得をもつて居り、前年中に總額百五十圓を超える金額の基礎控除を受けた時、或ひはその年の事業所得、乙種勤勞所得、山林所得から百五十圓を超える金額の基礎控除を受けてゐる時は、その人については扶養家族の控除を認めないことになつてゐます。

生命保険料の控除

扶養家族控除の外にいま一つ、生命保険料を拂込んでゐる人には保険料の控除があります。即ち自己又は家族、或ひはその相續人を保険金受取人とする生命保険契約のために前年中に拂込んだ保険料(配當を差引かない金額)の總額によつて左表の金額を税額から控除することになつてゐます。

| 前年中(前年)の生命保険料の總額 | 支拂者受ける給與が一月トキ | 同半月分ナルトキ | 同一旬分ナルトキ | 同一四分ナルトキ |
|------------------|---------------|----------|----------|----------|
| 十圓以下ナルトキ | 四錢 | 二錢 | 一錢 | 一錢 |
| 十圓ヲ超エ二十圓以下ナルトキ | 八錢 | 四錢 | 二錢 | 二錢 |
| 二十圓ヲ超エ六十圓以下ナルトキ | 二十錢 | 十錢 | 七錢 | 五錢 |
| 六十圓ヲ超エ百圓以下ナルトキ | 四十錢 | 二十錢 | 十四錢 | 十錢 |
| 百圓ヲ超エ二百圓以下ナルトキ | 六十錢 | 三十錢 | 二十錢 | 十四錢 |
| 二百圓ヲ超エ四百圓以下ナルトキ | 八十錢 | 四十錢 | 二十七錢 | 十九錢 |
| 四百圓ヲ超エ八百圓以下ナルトキ | 一圓 | 五十錢 | 三十四錢 | 二十四錢 |
| 八百圓ヲ超エ二百圓以下ナルトキ | 一圓 | 五十錢 | 三十四錢 | 二十四錢 |

申請の時期とか、控除不足を生じた場合の取扱方法とか、二個所以上から給與を受ける場合の申請の方法とか、すべて扶養家族の控除の場合と同様です。生命保険料の控除は扶養家族の場合と異つて総合所得税を課せられた人でも控除を認められます。

税額計算の例

以上述べたところによつて實際の計算がどうなるか、二三の例をあげませう。

- (一) 月給二百圓、賞與千圓、扶養家族三人、生命保険料百五十圓の場合

二百圓から基礎控除六十圓を差引いた残額百四十圓に税率百分の六を乗じた税額が八圓四十錢となり、生命保険料の控除八十錢と扶養家族の控除三圓とを差引いた四圓六十錢が毎月の徴収税額となります。賞與の千圓にはそのまま税額を掛けて六十圓の税金がかかることになりました。

- (二) 月給百圓、賞與八百圓、扶養家族二人、生命保険料百二十圓の場合

百圓から基礎控除を差引いた残額四十圓に對して百分の六を乗じた二圓四十錢から保険料の控除六十錢と扶養家族の控除二圓を控除して差引不足が二十錢となり、この不足額の合計二圓四十錢は、八百圓の賞與の時、八百圓に百分の六を乗じた税額四十八圓から控除されるので差引四十五圓六十錢が税金として賞與支給の時徴収されます。毎月の徴収税金はな

- (三) 月給五十圓、賞與六百圓、扶養家族一人の場合

この場合は基礎控除で毎月十圓の控除不足となり、更に扶養家族で毎月二圓の控除不足となります。そこで賞與の時先づ六百圓から基礎控除不足額の合計百二十圓を差引いた残額四

百八十圓に百分の六を乗じた二十八圓八十錢から扶養家族控除の不足分二十四圓を差引いた四圓八十錢が徴収税額です。
(二)と(三)の例は賞與が年末拂としてその年分の控除不足を差引いた場合の例です。

源泉課税とは

以上で勤勞所得の所得税額はどうして決るか、お分りのことと思ひます。源泉課税といふのは俸給や給料の支拂者が、給與を渡す際に支拂者が、以上の税額を天引徴収して渡すのであります。支拂者(税法では徴収義務者といつてゐます)が税金を天引徴収した時は翌月十日までに計算書を添へて最寄りの日本銀行の本支店又は代理店、或ひは郵便局に拂込むことになつてゐます。支店、工場等で給與を支拂ふ場合にはその支店なり工場なりで税金を徴収して拂込みます。

以上で勤勞所得の源泉課税はいかに行はれるかを説明しましたが、これによつて今年から年収七百三十圓、つまり月収六十圓のサラリーマンにも税金がかかることに

なります。これは納税の普遍化、つまり國民の出来るだけ多くが國民の義務である納税の義務を果せるやうにとの趣旨からです。

寫眞週報

(四月十七日號發行)

- ☆異紙 川西式二十五人乗り四發飛行機
- ☆皇太子殿下御入學遊ばさる
- ☆南洋定期航空路につく新巨艦
- ☆南洋を往來の十一日行程をわづか十七時間行程に短縮し九州特定期航空路のわが世界に誇る川西式二十五人乗り四發動力大飛行機と
- ☆航空北歐に波及——海外通信
- ☆波さわく北海——ドイツ水雷艇隊の活躍
- ☆阿部大將壯行國民大會——東京日比谷公園
- ☆大豆程からバルブ——満洲國
- ☆ゆがんだ心を日の丸に——千葉縣船橋技術工員訓練所
あふまれない団塊からふと團に入り、不良少年の烙印を押された少年たちも心をすつきり入れかへて技術工として國家に奉仕する。
- ☆ウミネコは春に育つ——春の科學
- ☆廣物ペー子
△支那新政府成立を外國新聞の反響に見る △戦時下青少年の犯罪とその保護 △蘇へる安眠から △話頭の因、戦火に喝されたノルウエーとデンマークとの他

機械技術者検定について

厚生省

厚生省では、豫てから機械技術者検定制度を實施すべく諸般の準備を進めてゐたが、さきに機械技術者検定制度調査委員会に「機械技術者検定要綱」を諮問し、その可決答申を見、去る三月二十五日厚生省令第八號を以て「機械技術者検定制度」を公布した。またこれと同時に、機械技術者検定制度施行要綱を定め、本年六月上旬から第一回の検定を行ふこととなつた。次に、本制度の概要を説明して一般の参考に供することとする。

一、本制度創設の趣旨

軍需品の生産を確保し、生産力擴充計畫を支障なく遂行するためには、極めて多數の技術者が要することは

いふまでもないことであつて、政府に於ては、これ等技術者の需給調整を圖る爲め、事變勃發以來一面では學校の擴充を行つて收容人員の増加を圖ると共に、他面に於ては、國家總動員法を發動して學校卒業生の使用制限、國民登録及び従業者の雇入制限等の方法を講じて、これが適正な配置を圖つて來たのである。しかし、これだけでは不十分なので、今度、機械技術者検定制度を創始して、工場事業場の勞務者の中から、檢定の方法によつて、技術者たる能力ある者を發見する途を開き、以て技術者不足緩和の一方策たらしめると共に、一般勞務者の技術向上の一助たらしめることとした。

即ち、軍需並びに生産力擴充の爲めに要する技術者は、

ひとり機械関係のものに止まらないのであるが、今回は先づ第一着手として、現在最も不足を告げてゐると認められる機械技術者について検定を行ふこととしたのである。

二、検定の対象(どういふ機械技術者の検定を行ふか)

本制度は、機械工作又は金屬加工を行ふ工場事業場に於ける生産作業に従事する者の爲めに、その生産作業に従事すべき技術者に必要な能力の検定を行ふことを以て目的とする。

一口に機械技術者と云つても、金屬機械関係の業務に於て、或ひは専ら試験研究に従事する者もあり、或ひは主として計設計等の企業業務に従事する者もあり、或ひは又工場事業場の現場に於ける技術に従事する者もあり、又その程度にも自ら區別があるのであるが、本制度に於て検定の対象となる者は右に述べたやうに「工場事業場に於て生産作業に従事すべき技術者」、換言すれば、現場技術者とも稱すべき者に限つたのであつて、その他の技

術者の検定については、今後の問題として研究することとしたのである。

三、受検資格

本検定は、年齢二十年以上の男子であつて、左の各號のいづれかに該当するものでなければ受けることが出来ないこととなつてゐる。

- (一) 機械工作又は金屬加工を行ふ工場事業場に於ける生産作業に五年以上従事し且つ現に従事する者
- (二) 前號の生産作業に三年以上従事し且つ受検につき特に工場事業場の長の推薦した者

受検せんとする者の年齢が二十年以上なりや否やについては、その者が受検せんとする年の四月一日現在を以て計算する。又その者が工場事業場の生産作業に従事した年数が、五年又は三年以上なりや否やについても亦受検せんとする年の四月一日から遡つて計算するのであるが、従事した年数の計算については月數に依り計算し、従事した日數が一ヶ月未満の場合にも之を一ヶ月として

計算するのである。

受検し得る者は、前述のやうに何れも必ず工場事業場に現在勤務してゐる者であることを要するのであるが、五年間又は三年間繼續して勤務してゐなくてもよく、又勤務の場所も必ずしも前後同一の工場事業場たることを要しない。

四、検定の内容

検定は筆記試験、作業試験及び口答試問を課して之を行ひ、且つ筆記試験は受験者の便宜を考慮して前期筆記試験及び後期筆記試験に分けて行ふこととなつてゐる。

試験及び試問に於て課せらるべき事項は、後述の通りであるが、その程度は検定の目的がいはゆる現場技術者たるに必要な能力を考試せんとするに在るので、大體工業學校(甲種程度)を卒業し、工場事業場に於ける實務に相當期間(四、五年)従事し、現に機械技術者たる者の通常保有すべき實務的知識技能と同程度とされてゐる。以下各試験及び試問の内容及び出題方針について説明す

ることとする。

甲、筆記試験

筆記試験は左の事項について主として實際的問題を選ばして之を行ふこととされてゐる。

- 一、前期筆記試験
 - (一) 工業數學 算術、代數、平面幾何初歩及び三角法初歩
 - (二) 工業理科 物性、熱、光、水力學、原動機及び無機化學
 - (三) 機械學 機械の要素、機械力學及び材料力學
 - (四) 製圖 用器畫法及び讀圖
- 二、後期筆記試験
 - (一) 材料 金屬材料、燃料及び滅菌劑
 - (二) 一般工作法 木型、鑄造、火造、製罐、熔接、機械工作及仕上組立
 - (三) 電氣 電氣回路、電動機、變壓器、電氣計器、開閉器及び電氣照明
 - (四) 工場管理常識 工程管理、賃金、工場原價計算及び安全管理

乙、作業試験

作業試験は製圖、専門作業及び工場事業場に於ける一般作業常識について行ふこととし、専門作業は機械作業、仕上及び組立作業、木型及び鑄造作業、火造及び熱處理作業並びに製鐵及び熔接作業の五種の専門作業の中、受験者をして豫じめ一専門作業を選択させて之を課することとなつてゐる。しかして之等の作業試験は大體左の範圍に於て作業を行はせ、尚ほ必要に應じて實地に於て作業の實際につき検定委員の質問に答へしめて之を行ふこととなつてゐる。

一、製圖 簡單なる見取圖の作成

二、専門作業

(一) 機械作業 旋盤、フライス盤、形削盤、平削盤

ボール盤及び研磨盤作業の中一作業又は二作業

(二) 仕上及び組立作業 ケガキ、鍍、タガネ及びキサ

ゲ作業

(三) 木型及び鑄造作業 木型、原圖引き、木取り及び

平面削り作業又は鑄型込作業

(四) 火造及び熱處理作業 火造作業

(五) 製鐵及び熔接作業 原圖引き、鉄打ち及び填隙作業又はガス熔接作業若しくは電氣熔接作業

三、工場事業場に於ける作業常識 工場事業場に於ける一般作業の常識

丙、口頭試問

口頭試問は一般國民として理解すべき常識問題、その他機械技術者として理解すべき常識問題、並びに産業人としての心掛等について行はれることとなつてゐる。

五、検定の順序

試験及び試問を行ふ順序は、先づ前記筆記試験を行つて之に合格したる者に對し後期筆記試験を課し、之に合格したる者に對し更に作業試験及び口頭試問を課して檢定の合格者を決定することとなつてゐる。しかして一回の檢定で、右の試験及び試問全部に合格することの出来なかつた者の便宜を圖つて、前期筆記試験に合格したる者

和十五年六月月上旬より施行することとなつてゐる。

七、検定出願の手續

檢定を受けんとする者は、願書に履歴書、戸籍抄本、寫眞及び現に勤務する工業事業場の長の證明書(前出受檢資格の第一種に該當する者は推定書)を添へ、出願期間内に就業地を管轄する地方長官を経由して厚生大臣に出願することを要し、手数料として金五圓を收入印紙を以て納付することを要する。尚ほ本行はれる第一回檢定試験の出願期間は、四月二十日から五月二十日までである。

檢定を受けんとする者は、願書に履歴書、戸籍抄本、寫眞及び現に勤務する工業事業場の長の證明書(前出受檢資格の第一種に該當する者は推定書)を添へ、出願期間内に就業地を管轄する地方長官を経由して厚生大臣に出願することを要し、手数料として金五圓を收入印紙を以て納付することを要する。尚ほ本行はれる第一回檢定試験の出願期間は、四月二十日から五月二十日までである。

六、検定の期日場所及び出願期間

檢定は毎年一回以上行ふこととし、その時期、試験場及び出願期間等は官報を以て公告されることとなつてゐるが、試験の場所に關しては、筆記試験は前期後期とも北海道及び各府縣廳所在地に於て行はれる見込であり、作業試験は東京、大阪、愛知及び福岡の各府縣に設置された幹部機械工養成所その他全國樞要府縣に於ける適當な場所で行はれる豫定である。尚ほ第一回檢定試験は昭

八、検定合格者

檢定の及落は厚生大臣がこれを決定し、合格者には厚生大臣の合格證書を付與され、その氏名は官報を以て公告されるのであるが、檢定合格者を使用する工場事業場に於ては、能ふ限りこれを技術者として適當な地位につかせ、勞務動員の趣旨に副ふやうこれを活用させたいのである。

委託又は郵便による戸籍の届出

戦死後でも届出ができる

一、本法制定の趣旨

戸籍は人の身分関係、即ち、家族関係及び親族関係を公認する文書であつて、わが國古來の特色である家族制度と離すことのできない關係にあることはいふ迄もない。従つて人の身分に關する重要事項は、これを戸籍に記載することになつてゐる。例へば、出生、死亡、家督相続等については法定の期間内に戸籍の届出をなすことが義務になつてゐるし(戸籍法第九條、第一

六條第二五條等)、また婚姻(養子縁組)認知等については、戸籍の届出をなすことによつてその效力を生ずることになつてゐる(民法第七五條第一項、第八四七條第八二九條第一項等)。

このやうに、法律は人の身分關係に變動を生じたときは、すぐに戸籍の届出をすることを期待してゐるが、現情は遺憾ながら、この期待通りにはなつてゐない。

例へば、婚姻の式を挙げ永年事實上夫婦の關係にありながら婚姻届をし

てゐないため、法律上は夫婦とは認められず、その間に生れた子は嫡出子としての取扱ひを受けないといふやうな例は少くない。

このやうに、戸籍の届出がまだ済んでゐない人が、今回の事變に際し、應召することになり、國を發つに當つて届出をしておいてくれ、といひ残していくとか、出征地から手紙で届出を依頼して來るとかいふことは、しばしば見聞することである。この場合頼まれた人、即ち、受託者がすぐに届出をして、頼んだ人、即ち、委託者の生存中に届出が受理されれば問題は無いが、届出が受理される前に、委託者が名譽の戦死をするやうなことになる、民法及び戸籍法の一般原則に従へば、届出を受理できなくなる。

民法の規定によると、婚姻は婚姻届の受理によつてその效力を生ずるのであるが、受理前に當事者の一方が死亡してをれば婚姻の成立しやうがないといふことになるわけである。しかし、

これでは、せつかく届出を委託した本人の遺志に副はないばかりでなく、遺族の身分關係その他の點について不都合を生ずる。

そこで、「委託又は郵便ニ依ル戸籍届出ニ關スル法律」が制定されたのである。その第一條第一項は今回の事變の實際上の必要に即して「戸籍届出の委託を爲したる後届出人死亡し、その死亡後、その委託に基づき届書の提出ありたる場合に於ては、届出人が戦時又は事變に際し、戦闘その他の公務に従事し、自ら戸籍の届出を爲すこと

困難なるに因り、その委託を爲したるものなることに付き、裁判所の確認ありたるに限り、戸籍吏その届書を受理することを得」と規定してゐる。

二、確認の手續

右に述べたやうに、委託者の死亡後受託者が戸籍の届出をするには、先づ裁判所の確認を求めなければならぬが、この申立は、受託者から届出人即ち、委託者の最後の住所を管轄する區裁判所に對してすることになつてをり、その手續については非訟事件手續法が適用される(民法第二二條第一項)。従つて確認の申立は、書面又は口頭でなすことができ(非訟第八條)、申立書には、左に掲げる事項を記載し、申立人(委託者又はその代理人がこれに署名、捺印しなければならぬ(非訟第九條)。

一、申立人の氏名、住所

二、代理人によつて申立をなすときは、その氏名、住所

三、申立の趣旨及びその原因たる事實年月日、即ち、申立の日附

四、裁判所の表示、即ち、宛名

五、證據書類、例へば、委託の手紙、戦死通告書等があるときは、その原本又は謄本を添附しなければならない(非訟第九條第二項)。取調べてもらひたい證人があれば、その氏名、住所及び訊問の趣旨なども記載しておくことも便宜であらう。確認の申立に要する印紙は、民事訴訟用印紙法第十六條第一項及び第三項の規定により二十錢である。なほ裁判前の手續及び裁判告知に要する費用は申立人の負擔となる(非訟第三六條末)。

確認の申立を却下した裁判に對しては、受託者から抗告をなすことができる（非訟第二〇條第三項外）、その他の利害關係人もまた抗告を申立てられる（本法第二條第二項）。

三、届出の手續

確認の裁判があつた後、受託者が戸籍の届出をするには、本法に別段の規定のない限り、戸籍法の諸種の規定によるべきことは勿論であるが、本法によつて受託者のなす届出は、必ず書面を以てしなければならないことになつてゐる（本法第一條第一項）。

そして届書は届出人、即ち、死亡した委託者の名義を以て作るべきものであつて、受託者の名義を以て作るべきものではない。なほ届書には第一條第

一項の事由、即ち、誰からどういふ届出の委託を受けたから何區裁判所の確認の裁判を得た上届出をする旨を記載し、且つ確認のあつたことを證する書面、即ち、裁判の原本を添附しなければならぬ（本法第二條第二項）。

四、届出の效力

以上に述べた手續を経て、届書が受理され戸籍に當該事項が記載されると、その届出は届出人の死亡の時に届出があつたものと見なされる（本法第三條）。ひ換へれば、届出の效力は届出人の死亡の時に遡つて生ずることになる。

従つて前述の例で婚姻届が夫の戦死後受理されると、その戦死の直前に婚姻が成立したこととなり、その妻は夫の戦死當時同一戸籍内にあつたもの

と見なされる。

相續の順位なども、この死亡後の届出によつて變更を受けることにもなる。

恩給法上の扶助料又は一時扶助料については、恩給法中改正法律に特別の規定が設けられてゐる。これによると公務員又はこれに準ずべき者の委託により、その死亡後になす戸籍届出については、その死亡後二年内に本法第一條の定める所によつて届書が受理された場合に限り、死亡後の届出により受給権者の範圍を定めることになつてゐることに注意していただきたい。

五、郵便による届出

届出人が戸籍の届書を郵送し、その届書が届出人の死亡後に戸籍役場に到

達するといふやうなことも、よくあることだがこの場合も、届出受理の當時には當事者が死亡してゐるので、かゝる届出の效力について疑ひの生ずる餘地があるから、本法第四條の規定を新設して、かゝる届書を受理し得ることを明らかにし、且つ届出の效力は届出人の死亡の時に遡つて生ずることにして

ゐる。本條は第一條に規定する場合と異り、平時にも又軍人軍屬等でない一般人についても適用のある條文である。

六、本法施行前の届出

本法施行前でも、昭和十二年十二月九日の民事局長通牒によつて届出人の死亡後委託による届出の受理されたものがある。そしてこの通牒による取扱は、一般社會は勿論、學界でも賛成を博してゐるが、現行法の規定が十分で

ないために、その解釋としては異論を挟む餘地が全くないとはいへない。

そこで、本法施行前のこれ等の届出についても、裁判所の確認を経て本法第三條の效力を與へる途を拓く趣旨から附則第二項の規定が設けられてゐる。利害關係人——受託者を含む——は附則第二項の確認の申立をなす義務はないが、この確認を得たものに限りて、本法第三條の規定による遡及効果が與へられるのであつて、この確認を経ない従前の届出の效力については本法は何等觸れてゐないのであるから、これは現行法をいかに解釋するかによつて定まる問題である。この確認の手續は、前述の場合と同様である。

なほ本項についても恩給法中改正法律に規定が設けられてゐて、恩給法上の保護を受け得るのは、本法施行の日

より二年内に確認の裁判の確定した場合に限定されてゐる點に特に留意されたい。

本法施行前の届出に關する確認の申立が却下されたときは、その戸籍の記載を抹消すべきであるから、裁判所は遅滞なく届出事件の本人の本籍地の戸籍吏に、その旨を通知することになつてゐる（附則第三項）。

届出人の生存中郵送した届書が、本法施行前に届出人の死亡後受理された場合に於ける届出の效力も亦届出人の死亡の時に遡つて生ずることは勿論である（附則第四項）。

七、本法の施行期日

本法は去る四月一日から施行されてゐる。なほ樺太にも同時に施行されてゐる。

市町村義務教育費 國庫負擔法の改正

文 部 省

一、はしがき

市町村立小學校教員の俸給は、その他の小學校教育費とともに、學制頒布以來、原則として市町村の負擔に屬し、斷續的ではあるが、國及び道府縣がその助成の途を講じてゐた。しかしながら、小學校教育が時勢の進運につれ、その内容や規模が飛躍的に發達するに従ひ、その經費も著しく増大したため、市町村財政に與へる重壓は、年とともに加はり、ことに、明治三十三年の小學校令の改正及び明治四十年の義務教育年限延長等により、この傾向はだん／＼深刻化し、その結果、小學校教育の運営上に一大支障を及ぼす兆候を呈するやうになつた。そこで、明治二十四五年頃から始められた小學校教育費に對し、國庫助成を強化して欲しいとの要望が盛んとなり、つひに大正六年の第三十九回帝國議會に、小學校教育費國庫補助に

二、市町村義務教育費國庫負擔法の改正

しかるに、教育の普及向上と時勢の進運に伴ひ、この制度を以てしても、なほ小學校教員俸給の市町村財政に及ぼす重壓

關する建議案並びに法律案の提出を見るに至つた。

一方、當時内閣の諮問機關であつた臨時教育會議でも「市町村立小學校教員俸給ハ、國庫及び市町村ノ連帶支辨トシ、國庫支出金額ハ右教員俸給ノ半額ニ達セシムコトヲ期スヘシ」との答申をなすに至り、政府でも、大體その意を入れ、翌年第四十回帝國議會の協賛を経て市町村義務教育費國庫負擔法が制定されたのである。かくて、小學校教員俸給について國庫及び市町村連帶支辨の制度が確立され、小學校教育の改善振興並びに市町村負擔の軽減に寄與するところが非常に大きかつたのである。

は依然としてやまず、且つそのため教育上幾多の不利不便を生ずるの情勢も亦依然として變らないので、政府は、今回中央地方を通ずる税制改正の斷行に當り、市町村立小學校教員の俸給を市町村の負擔から道府縣の負擔に移し、且つ義務教育費國庫負擔金は、從來の定額支出の制を改めて、尋常小學校教員俸給の定率二分の一支出の制をとる方針を決定し、これに基づいて市町村義務教育費國庫負擔法の全部改正を行つたのである。

三、改正法の内容

さて、市町村義務教育費國庫負擔法改正法律、即ち義務教育費國庫負擔法は、以上の趣旨から改正されたものであるが、その改正の内容を要約すれば、およそ三點に盡きる。即ち、

(一) 市町村立小學校教員の俸給を道府縣の負擔となすに伴ひ、本法による國庫負擔金の交付先が道府縣に変更されたこと。

(二) 國庫負擔金は、從來の定額支出の制を改めて、尋常小學校教員俸給の定率二分の一支出の制をとつたこと。
舊負擔法によれば、市町村立尋常小學校教員の俸給に要する經費の一部は、國庫がこれを負擔し、そのため國庫より支出す

べき金額は、毎年度八千五百萬圓を下らないやうにしてゐた。ところが、今回の改正法によれば、同教員俸給のため道府縣が要する經費の半額、即ち同教員俸給實額の二分の一を國庫が負擔することとなつた。従つて今後は、道府縣に於ける同教員俸給の増減につれ、國庫の負擔すべき金額も亦増減されることになる。

(三) 從來國庫負擔金の分配に當つて採つてきた市町村財政の調整的方法、いはゆる特別市町村に對する國庫支出金増加交付の制度は廢止されたこと。

舊負擔法によれば、その立法趣旨の一つとして、國庫支出金の分配を最も有効にしようとの主旨を採つたため、資力その他の事情により必要だと認められる市町村に對し、その財政を調整し、且つ小學校教育の改善を圖る意味から、それ等の市町村を、いはゆる特別市町村として認定し、これに國庫支出金を増額交付する途を設けてゐた。しかるに、今回小學校教員俸給が道府縣に移されたので、國庫負擔金の交付先も、道府縣に改められた關係上、勢ひこの種の市町村の財政調整の途も失はれることとなつたのである。尤も、この種の市町村財政の調整については、今回の税制改正により充分その目的を達することができるのは勿論のことである。

北歐に戦局擴大

外務省情報部

國際時事解説

英國が去る八日、ノールウェー領海内に機雷を敷設し、對獨封鎖の強化を斷行したことに對し、ドイツは九日早朝デンマーク領内へ進軍するとともに、ノールウェー海岸に兵力を上陸せしめるに至つた。

そして同日午前十一時ドイツ國防軍は、「ノールウェー及びデンマークの中立に對し英國の行ひつゝある侵略に對抗するため、ドイツは右二ヶ國の保障、占領を行ふことに決定し、今朝兩國領域に兵力を上陸若しくは侵入せしめ、尙ほこの作戰行動を保護するため廣範圍に機雷を敷設した」旨を發表し、リップントロップ外相も中立國外人記者團に對し、從來の經過を語り、ノールウェー、デンマーク兩國にドイツの保護進撃を開始する旨の覺書を手交した事實を發表した。

かくてデンマークは遂にドイツの保護を受諾するに至つたが、ノールウェーはドイツの保護を拒絶し、ドイツ軍の進入に抗して對獨宣戰を行ひ、俄然戰火はノールウェーに擴大したのである。

英佛の對獨經濟封鎖

それよりさき、ブレンネル會議に於ける獨伊ソ三國の結成説により、いはゆるドイツの平和攻勢なるものが傳へられるや、英佛側はそれに対抗して戰爭遂行の陣容を整へ、對獨經濟封鎖を強化するために三月二十八日フランス新首相をロンドンに迎へて第六次英佛最高會議を開催したのである。

次いで四月二日、チェンバレン英首相は下院に於て、英佛協力の緊密及び對獨經濟戰の強化の要を力説し、いはゆる對獨封鎖強化聲明を行つた。

かくて英佛兩國は、對獨海上封鎖の強化、對獨物資供給を豫想される諸國から英佛自らの右物資の購入、中立國との通商協定締結、輸入割當等を具體的手段として對獨封鎖強化に乗出し、まづ英蘭通商協定を結びオランダに於ける輸入品の對獨轉賣を抑制することとなつた。

次いで、英國政府は四日に大藏省の出資による英國貿易會社の設立を發表し、同社をしてブルガリア、ギリシヤ、ハンガリー、ルーマニア、ユーゴスラヴィア、トルコとの通商取引に當らしめることとなり、かくして對獨海上封鎖の強化と相俟ち、武力の及ばぬ陸上通商に對して以上のやうな方法による封鎖政策を實行するに至り、更にバルカン駐劄の大公使をロンドンに歸還せしめバルカン諸國の對獨物資供給を英佛側へ切替へるための會議を開いた。

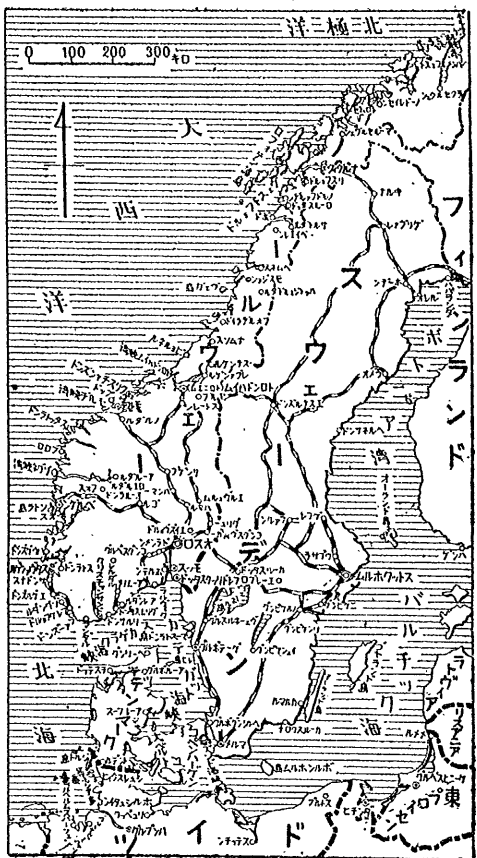
なほ、太平洋上に於ても、浦鹽經由の對獨物資供給を遮斷のため、英國側の中立國船舶に對する臨檢強化が傳へら

れるに至り、浦鹽向け軍需品満載の米國船ワイルドウッド號が英ソ兩國からの警告によつて、中途から米國へ引返し、た事件が勃發する等、英佛側はスカンディナヴィア、バルカン及び太平洋水域の三方面から對獨封鎖の強化に躍起となつたのである。

英佛、諾領海に機雷敷設

越えて五日に至り、英佛側は對獨封鎖上最も緊急措置を要するものと見られてゐたスウェーデン及びノールウェーの對獨鐵礦供給について兩國政府に對し輸出中止を要求したと傳へられ、翌六日ノールウェー政府は中立は自力を以て行ひ、暗に英獨兩國に對しノールウェーの中立は自力を以て維持する決意のあることを闡明した。次いで七日、リップントロップ獨外相はベルリン駐劄の瑞諾兩國の公使をそれ／＼招致して、兩國各自の英佛に對する態度を打診したと傳へられた。

かくして八日に至り、英國政府は英佛兩國が協力してノールウェー領海に機雷を敷設する旨を公表するとともに



に、ノールウェー政府に對し兩國は既に右機雷を敷設し終つた旨を通告した。これに關し英國側は、ノールウェー領海に於ける機雷敷設は英佛の共同動作によるもので全くドイツを目標としたものであるが、その結果ノールウェーが種々の困難に遭遇するであらうことはよく承知の旨を力説し、今回の措置はドイツに對する戦争資材の供給を出来る限り阻止せんとする英佛兩國の決意によつたものと稱した。

時除きを要求すると共に、かかる國際法違反によつて生ずる事態に對處するために講すべき一切の權利を留保するものである。

獨軍、遂に諾威に進入

一方、ドイツは英佛側の機雷敷設に對抗し、武力を以てノールウェー及びデンマークの中立維持の爲めに乗出し、ノールウェー駐劄のドイツ公使はノールウェー外相に向つて、

ドイツ軍上陸の場合何等抵抗せぬこと、ならびにノールウェーをドイツ軍令下に置くべきことを要求し、且つドイツ軍が上陸せぬ場合にも英佛軍は必ずノールウェー上陸を行ふであらうと述べ、それに對しノールウェー外相は英佛軍の上陸は信ぜられないと指摘してドイツの要求を拒否するに至つたと傳へられる。

かくして飽くまでも自力による中立維持を決意したノールウェー側は、九日午前零時半頃ドイツ軍艦がオスロ峡灣内に進入しようとしたのに對して砲火を浴せ、遂にドイツとの戦争に入つたのであつた。

次いで同日午前十時、ロンドン駐劄のノールウェー公使は英外務省を訪問して對獨戰に關する英佛側の援助方を要請し、これに對し英佛兩國は即時ノールウェーに援助を與ふべき旨を通告するとともに、英佛兩國首腦は午後四時よりロンドンに於て緊急第七次英佛最高會議を開き、急激に展開された情勢に基づき軍事外交上の共同對策を決定した。かくしてドイツ軍の進攻に對し英佛軍は、ノールウェー西岸ならびにスカゲラク海峡附近に相當な海軍力を集結

し、ドイツ軍に反撃を行ふに至り、こゝに英獨間の本格的戰鬪を見るに至つたのである。

諾、丁兩國占領の意義

ドイツ側に電報的出兵の好個の口實を與へた形となつた英佛側の機雷敷設の目標は、ノールウェー沿岸を通過するドイツへの鐵道輸送を遮断することにあつたのは前述の通りであるが、一方ドイツとしては鐵道輸送の確保もさることながら、ノールウェー海岸に基地を獲得することによつて、英海軍の北海作戦を側面より脅かし對獨封鎖線に致命的な破綻を來さしめ、ドイツ游撃艦隊の大西洋に對する出口を開き、以て大西洋上に於ける英國側の海上輸送を危殆に陥らせるといふ積極的な意義を有するものと見られてゐる。

なほ、デンマークのドイツに對する價值は、ノールウェーへの飛石であると同時に對英攻撃の有力な根據地ともなり、且つ保障、占領後に逸早くドイツ側に有利なやうにデンマークの食糧統制に着手したと傳へられる如く、その豊

それに對しノールウェー政府は、直ちに英佛兩國政府へ嚴重抗議を發すると共に、次の要旨の聲明を行つた。
ノールウェー政府は、英國の明瞭な國際法違反及び武力によるノールウェーの主權ならびに中立に對する侵襲に關し強硬抗議を英國政府に提出する方針であり、敷設水雷附近を遊弋してゐる英佛軍艦の即時撤収及び機雷の即

富な農産物の對英供給を阻止するとともに自國への食糧供給網を強化出来る點にあつた。

注目されるソ聯の動向

一方、諸、丁兩國と密接な關係にあるスウェーデンは、ドイツ軍のノールウェー侵入に伴ふ戦火の北歐波及に鑑み九日午後に至り總動員令を布告した。それよりさきドイツ政府はスウェーデン政府に對し、その中立を認めるとともにスウェーデンが反獨の大動員その他の準備を行はざるやう提議し、それに對しスウェーデンは厳正中立を維持するもこ

れがため必要な手段は講ずる旨の回答を送つたのである。なほ、フィンランドに於ては、この機會に乗じソ聯が再びフィンランド侵略を敢行しはしないであらうかとの疑惑を持つ者も多いと傳へられてゐる。

かくして北歐に於ける戦火の勃發に對して、去るフィンランド戦争によりバルチックならびにスカンディナヴィア進出に一步を進めたソ聯が如何なる態度に出づるやは、英獨双方のみならず各方面の齊しく深甚の注目を拂つてゐるところであり、その動向が戦局に多大の影響を及ぼすものと見られてゐるのである。

北歐戦局日誌

四月八日 マ英ノールウェー領海に機雷を敷設
ノールウェー政府嚴重抗議
九日 マドイツ軍、ノールウェー、デンマーク兩國に進軍、ノールウェーの首都オスロ、ベルゲン、スタヴァンゲル、クリスチャンサンデ、トロンドハイム、ナルヴィク等の要港獨軍の手に歸す
ノールウェーにナチス政權成立
ノールウェー對獨宣戰布告、ハマル

に遷都
マデンマーク、獨の保護受諾、マベルゲン西方で獨空軍、英海軍と交戦
十日 マナルヴィクで英獨海軍、英驅逐艦一隻を失ひ、獨巡洋艦一隻撃沈と英海軍省發表
マ獨巡洋艦ブリュッセル、カールスルーエ兩艦沈没を獨軍司令官部發表
マ獨軍、諸の假首都ハマル占領、諸、エルヴェルムに再遷都
マエルヴェルムも陥落と獨軍發表
マ獨軍、丁領ホルホルム島を占領
マノールウェーに上陸戰傳はる
マス

カゲラク海峡で英獨海軍、マ獨空軍、英のスカパフロー軍港空襲
十一日 マチャーチル英海相、「ノールウェーの諸港未だ奪還せず」と下院で言明
マトロンドハイム沖で英獨海軍、マスカゲラク及び南諸の英艦隊撃退(獨軍司令官部發表)
マ英空軍スタヴァンゲル空襲
十二日 マオランダ、スウェーデン兩國近海に機雷を敷設と英海軍省公表
マトロンドハイム、スタヴァンゲルで英艦隊を撃退と獨軍發表

戦禍の北歐事情

海軍省海軍軍事普及部

去る四月九日、突如ドイツ艦隊はノールウェー及びデンマークに對して電撃の渡洋作戦を敢行して、忽ちノールウェーの首都オスロを初めとし、主要港ベルゲン、ナルヴィク、スタヴァンゲル、クリスチャンサンデ等を占領し、且つ機雷を以て西岸の諸港灣を封鎖し、一方艦隊の一部を以てデンマークの首都コペンハーゲンに上陸を敢行し、國境を突破して進撃せる陸軍と相呼應して、一舉にデンマーク全土を席巻したる旨傳へられた。而してこの中立保護を名分とするドイツ軍の侵襲に對して、ノールウェーは當初敢然對獨宣戰を布告したが親獨内閣の成立により協同的態度に出で、デンマークは之を默認するの已むなきに至つたと傳へられる。

ドイツは、英佛側がこの度對獨封鎖強化の手段として選

んだノールウェー沿岸の機雷封鎖を、中立國侵犯行為と認め、これをきつかけに今回の電撃戦を執行するに至つたと傳へられるが、それよりも寧ろ豫てからの舉に出づべき好機到来を切かに狙ひつゝあつた矢先、英佛側今回の作戦を契機として電光石火の行動に出で第一にスカンディナヴィアよりする戦争資材の確保、第二に對英作戦基地の獲得に乗り出し、英佛側に對して先手を打つたものと察せられる。即ちスウェーデンはドイツにとつて最も重要な鐵の供給元であつて、實に年額約六〇〇萬噸(ドイツ全需要高の約半分に及び、從來その七割は主としてノールウェーの不凍港ナルヴィク港を通じてドイツに輸入されてゐたのである。又ノールウェーの木材、デンマークの農産物、バタ、チアイズその他の食糧品等も同様にドイツにとつて必要不可欠で

あることは云ふまでもない。

ドイツが、その空軍、潜水艦等を以てする奇兵作戦の遂行上、なほ物足りない點は恐らく其の前進根據地であつたであらうと察せられるのであるが、本作戦の結果として、今やドイツはその潜水艦並びに水上航空基地（ノールウェー西岸は戦々たる山嶽地帯で陸上航空基地としては不適）をノールウェー沿岸に、海空軍根據地をデンマーク方面に獲得する機会に恵まれたものといへよう。またドイツは隣接せる中立國を制禦することによつて經濟戰、思想戰にもまた頗る有利なる地歩を占めるに至つたものといへる。

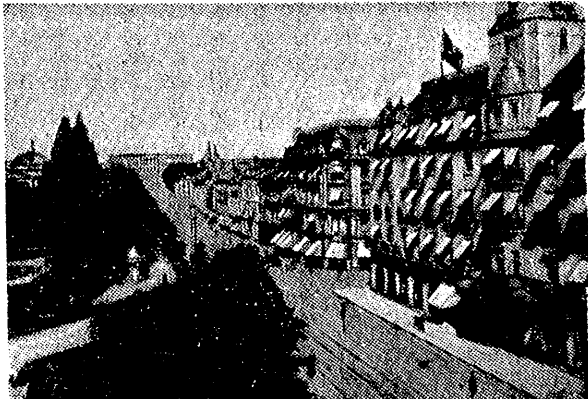
かくの如く本作戦が重要な意義を有するから英國が必死に奮闘を企圖してゐるのも偶然でない。

茲にノールウェー、デンマーク兩國の國情を概説し、歐洲強國の間に介在するこれ等の小國が遂着した今回の國難が必ずしも偶然でなかつた所以を述べてみたいと思ふ。

ノールウェー

社會主義共和國であるノールウェーは、夙に北歐諸國と

争の勃發に際しても直ちに中立の態度を表明したのであつた。



沿岸の諸港がドイツへの鐵その他の輸出港であるのみならず、その豊富なる木材も亦ドイツに入つてはバルブその他

ところが

其の國土

は、今次英

獨角遂の主

戰場たる北

海の波に洗

はれるに至

つたのであ

市るが、その

國民は元來

水産業、林

業、海運業

を生業とし

前述の通り

提擧して中立及び獨立の維持を以て外交國策の基調として

來たのである。而して近年ドイツの勃興と歐洲情勢の緊迫に

直面して、

自ら武力を

以てこれに

對處し得な

いことを悟

つたノール

ウェーとし

ては、去る

一九三八年

二月國際聯

盟から脱退

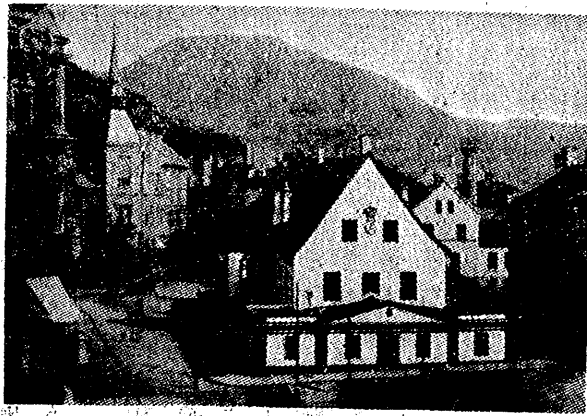
こそしな

つたが、聯

盟の制裁又

は軍事的措置には參加し得ない旨を聲明して、ます／＼

嚴正中立を確保せんとする態度を明らかにし、今次歐洲戰



の化學製品資材となり、英國に入つては主として炭坑の支柱に用ひられる等ノールウェーは兩交戰國の共に利用する所となつてゐたのであつて、今回同國を對象とする兩軍苦肉の作戦展開は、蓋し必然の成行であつたともいへるのである。

而して左記の如く優勢なる商船隊を有する世界屈指の海運國ノールウェーとしては、今次歐洲戰亂に際してその中立を侵犯されない限り、正しく漁夫の利を占め得る立場にあつたといへるのであるが、如何にせんその海軍力の劣勢は中立の侵犯を防禦し得ず、海洋の自由を擁護し得ずして、大海軍を擁する英國に依存するの已むなきに至り、遂に戰亂の渦中に投ぜられ、あたらに陸々たりし海運業の發展を阻止されたばかりでなく、その國土をさへ蹂躪される悲運に際會したのである。

◇ノールウェーの商船隊(英・米・日に次ぐ世界第四位)

一九三八年初頭

所有船舶總噸數

四四四萬噸

發動機船

五〇萬噸

油 槽 船 一七三萬噸

(新式油槽船に於ては英米を凌ぐものあり)
右に對してその海軍力(一九三八年三月)は次の如く眞に
微々たるものである。

海防艦四隻、驅逐艦四隻、潜水艦九隻、その他小艦艇を加へ
約三萬噸、建造中のもの水雷艇三隻。

これを要するに、ノールウェーはスカンディナヴィア半島
の一角に占位する小國であるといへ、世界屈指の海運國
であり、海洋國家である同國が、自國の獨立生存、發展を
期するに足る海軍力を缺如してゐたことが、今回の悲運を
招來した主因であつたといひ得るのである。

而して、ひとりノールウェーの場合のみならず、凡そ海
軍力を伴はざる海運は榮えず、又海運を伴はざるいづれの
國も發展を期待し得べくもない。

デンマーク

デンマークもノールウェーと同様に中立を維持し、極力
國際紛糾の渦中に投ずることを避け、特にドイツと境を接
する同國がドイツを刺戟せざることに意を用ひて來たこと

はいふまでもない。

而して前大戰に於て中立政策の成功を見たことが、深く
國民の腦裡に刻まれてゐるので、軍備を以てしては無用で
あり、寧ろ危険であるとすする風潮さへあつたやうである。

従つてその海軍兵力(一九三九年三月)の如きも海防艦二
隻、潜水艦八隻、水雷艇一七隻、その他計二萬噸にも足り
ないといふ微々たるものである。然し五ヶ年計畫で、水雷
艇二隻、潜水艦三隻、掃海艇若干隻の擴張計畫はあつた。

商船隊は約一〇萬噸を有し、アイスランド方面に漁船、
發動機船一、二〇〇隻を配船してゐる。

國民の生業は農牧を主とし、今回の作戦に依つて、ドイ
ツは今後も農産物、バター、チーズ等の食糧品を獲得するこ
とが可能となり、これに反し英國はその補給路を絶たれた
譯である。

惟ふに、デンマークが今回ドイツのいはゆる中立保護進
駐に屈せざるを得なかつたのは、從來無視して來たその軍
備の點から見ても、又地理的事情から見ても、蓋し已むを
得ないことであつたといへよう。

二六六百年史抄 (6) 菊池寛

足利時代と海外發展

足利尊氏は、後醍醐天皇の御親政に背き奉つて、足利幕府創設に成功したが、その天罰は彼の
在世中早くも報い來つて、一生涯部下の諸將を初め肉親との内訌に苦しみ、血で血を洗ふが如
き骨肉相剋をつけてゐる。

足利幕府十三代を通じて、同じやうな、内訌軋轢に悩まされてゐる。武士階級の勢力を利用
して、擅に幕府を樹立したことは、やがて武士階級をしてその勢力を自覺せしめて、下剋上
の姿を現はし幕府を蔑視し、自己の好惡利害の赴くまゝに行動して、隠謀叛亂の絶え間なからし

めてゐる。その極端なのが、十一年間続いた應仁の大亂であつて、その大亂の餘波が全國に及んで、爾後百年に亘る戦國時代となつたのである。

だから、足利十三代を通じて、わづかに太平を樂しんだ將軍は、三代義満と八代義政くらいであるが、義満は驕奢に耽つて、財政窮乏を切り抜けるため、明と屈辱外交を結んだり、愚物が天下の権を取つたときの見本のやうな事しかなかつた。八代の義政は、權臣や諸將の勢力から身を避けるために、風流の道に逃避し、下剋上の當時に、やつと一身の安きを保ち得た將軍である。前者が金閣寺を、後者が銀閣寺を建てたのが、日本建築史の標本として残つてゐるくらゐが、せめてもの功績である。

されば、民政の上にも悪政が續いたが、その著るしいものは徳政である。徳政は、元來仁政に基づく社會政策であつたが、足利幕府では、その意味が變つて、重税を課せられた窮民が、貝を吹き鐘を敲いて徳政令の發布を幕府に迫り、一切の貸借關係を一瞬にして、無効にさせるのである。中には、負債に窮した幕吏が、暗に暴民をそのかして、徳政令の發布を幕府に迫らしめるといふ有様で、義政の在位三十年に、徳政令を出すこと前後十三回に及んでゐる。かうなつては、信用取引は皆無となり、金を融通する人もゐなければ、現金取引の外、物を賣る人もない。經濟的にも、萬民が困窮するのは當然である。

さうして、窮民が一揆を起すと、鎮壓に赴いた將士の部下が、一しよに掠奪を始めるといふ有様である。その上、應仁の亂が十一年も續き、京都は戦塵の巷となつて、將軍の威令が地に落ちたのだから、天下は分崩して、實力ある者が各地に割據する戦國の世となることは、當然の歸結であつた。

日本歴史を讀んで、この時代くらゐ、類魔的な感じを起させる時はないが、たゞ一つの欣賞は、日本民族の海外に對する膨脹運動が旺んたことである。

元の來寇を撃退して、わが國民は對外思想を刺戟されると同時に、「日本人強し」の自覺を得たのである。その上、國內生産力の發展や、地方都市の發達から、貿易思想が起つて來たのである。四國や瀬戸内海諸島の土民は、足利時代の當初から壹岐、對馬、九州の北部を根據として、支那や朝鮮の沿海で、半貿易半海賊の活躍を始めたのであるが、倭寇と呼ばれる頃には、かなり大がかりなものとなつたのである。

倭寇と云ふのは、支那人が付けた名で、日本人自身は八幡船と云つた。八幡大菩薩の船旗を掲げたからである。春は、清明の後、秋は重陽の後、厭風を得て渡航するのを常としたが、朝鮮や遼東に向ふ者は對馬から、直隸、浙江、山東に向ふ者は五島から、福建、廣東に渡るものは薩摩から出發した。遣唐使を乗せた遣唐船も、三に二つの割で、難破したのだから、八幡船も同

じ割合ぐらゐには、途中遭難して、乗組員は魚腹に葬られたのだが、當時の勇敢なる日本人は、そんな事は意としなかつたらしい。

彼等が、海洋を行くや、疾風の如く、遠く安南、シヤム、ルソン、マラッカ、フィリピンにまで押し渡り、貿易が許されない場合は、忽ち兩肌を脱ぎ、長刀を振つて命知らずの奮闘をした。

明の史書には、「國患は倭寇に在り」と書いてあるし、わが太平記にも「賊徒數千艘の船を揃へて、元朝高麗の津々泊々に押し寄せて、明州福州の財寶をうばひ取り官舎、寺院を焼き拂ひける間、元朝三韓の吏民、之れをふせぎかねて、浦近き國々數十ヶ國、皆栖人もなく荒れにけり」と書いてある。少し、大げさかも知れないが、八幡船の猛威が想像出来る。

歐洲でも、貿易の濫觴は海賊なり、と云はれてゐるが、當時の日本に、具眼の武將政治家があつて、この八幡船隊の活動に、統制と指揮とを與へたならば、日本の勢力は數百年前に、支那大陸及び南方に伸びてゐたかも知れないのである。

日本民族の本能の一つは、常に海外へ向けての發展にあるのだが、それが徳川幕府の鎖國政策で、その跡を止めなくなつてゐたことは、いかにも残念である。

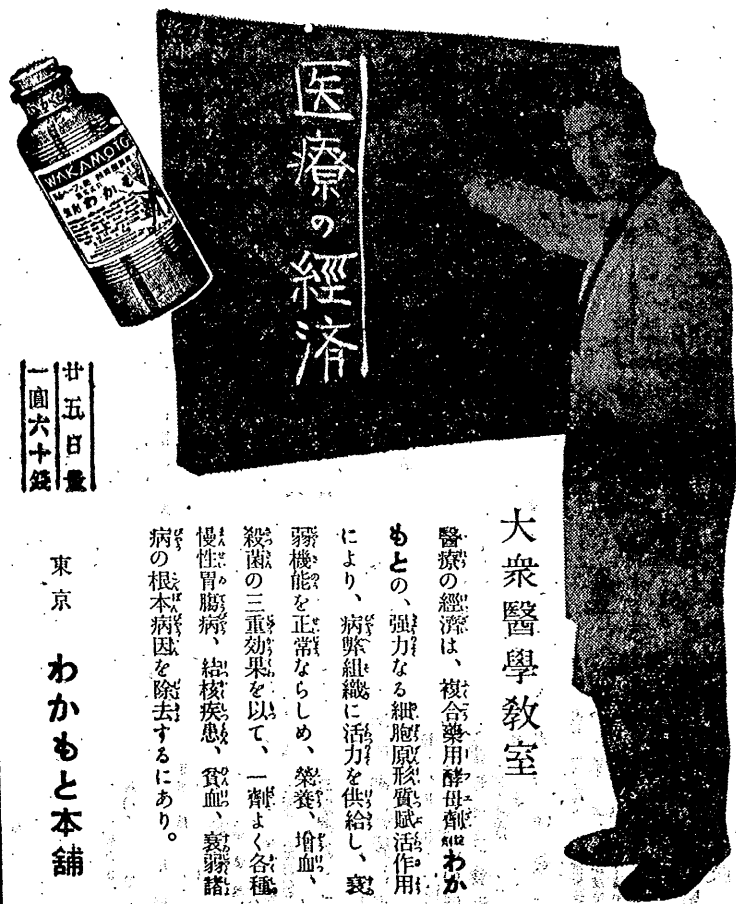
徳川幕府の世になつても、ルソン、安南、シヤムなどには、日本の植民地があつて、日本町と

呼んでゐた。シヤムなどには、寛永の頃には、日本の居留民が、八千人居ると云はれた。山田長政が活躍したのは、かうした日本人を指揮してゐたからである。

秀吉の朝鮮出兵も、その目的意識がハッキリせず、たゞ秀吉の大陸進出思想の現はれとして了つたことは、甚だ残念である。秀吉は、貿易の利をよく知つてゐた男だから、半島出兵などをしてないで、これら南方に於ける日本人居留者に、國家的擁護を與へたならば、日本の南方に於ける發展は、どんなに目ざましいものになつたであらうか。惜しみて餘りある機會であつたのだ。

維新後、日本民族は再び海外發展を開始したが、三百年のハンディキャップが、いかに我々にとつて、不利であつたか、しみじみと感ぜられてゐる。が、このハンディキャップを克服して、邁進する點に於て、われわれの先祖に劣らざる勇氣を發揮すべきだと思ふ。

胃腸 榮養 ときかわ



医療の経済

廿五日量
一圓六十錢

大衆醫學教室

醫療の經濟は、複合藥用酵母醱りわかもの、強力なる細胞賦質賦活作用により、病態組織に活力を供給し、衰弱機能を正常ならしめ、榮養、増血、殺菌の三重効果を以て、一劑よく各種慢性胃腸病、結核疾患、貧血、衰弱諸病の根本病因を除去するにあり。

東京 わかもと本舗

文部省推薦圖書紹介 一 設問一

◇日本の前進(水田秀次郎著) 本書は第一編「日本の前進第二篇(彌策の日本)の二部から成つてゐる。前篇「日本の前進」は日本を國際的立場から觀察したものであつて、世界は今や重大轉換期に在ることを語り、今後の世界は歐洲、米國、日本の三大勢力鼎立の大勢に在ることを論じ、日本が強く正しく前進するには實に今日ほどの好機會はないことを強調して全國民の奮起を促してゐる。後篇「彌策の日本」は日本の内面的考察を主にしたものであつて、日本の彌策の理由を検討してゐる。即ち民族的理由、地理的理由、團結力、民族の優秀性、進歩主義、勤勞主義、青年的氣力の七項目を挙げて、各項目につき適切な説明を與へてゐる。(四六頁三二頁、定價一圓、送料一〇錢、發行東京市牛込區久米町野澤社、振替東京八〇八番)

◇土と職(菅野正男著) 遙か異邦の汎漠たる未開の曠野に於て、慣れぬ氣候、風土病、物資の缺乏等と闘ひつゝ、滿洲開發少年義勇軍の一訓練生が、彼等の使命たる大陸開拓の第一歩を雄々しく踏出した感激を以て書いた手記である。滿洲移民や義勇軍の現地に於ける状況については既に各方面の人々の筆や講演によつてかなり紹介せら

れてゐるが、これらの大部分は外部よりのはゞ傍觀者的な立場よりの觀察であり、本書のやうに文字通り血のじむやうな困難を克服して主體的に把握せられた體驗の書は稀れであつて、一般國民へ滿洲の土を一層認識せしめる好適なものである。(四六頁一六二頁、定價五〇錢、送料六錢、發行東京市錦町區内幸町二ノ一大阪ビル滿洲移民協會、振替東京七九七八三番)

一 兒童向

◇ドウブツノチエ(武井武雄編) 本書は、上下二冊とも、動物の實生活に現はれる習性、本能、習性を集録したもので、これ等の現實的な材料を單に教へるといふのでなく、幼兒が眞に楽しみながら、これを觀察するといふ方法を探つてゐる。その表現としては擬人化を用ひ、現實性と空想性と二要素の結合を企圖してゐる。内容は多くの動物の生活を取扱つて居り、入學前の幼兒並びに小學校一年生に與へて適當なものである。(四六頁四二頁、定價各四〇錢、送料各六錢、發行東京市神田區後町四丁目本仁成堂、振替東京一〇三三〇〇番)

訂 正

前號(四月十日發行第一八二號)六十一頁上段第十行目二月とあるのは三月の誤り
六十二頁下段第一行目二月とあるのは三月の誤り

週 報

昭和十五年四月十七日印刷發行
編輯部 内閣情報部
東京市錦町區永田町
印刷部 内閣總理大臣官舎内
發行部 内閣印刷局
東京市錦町區大手町

定 價

一部 五錢(送料別)
▲預約定額は必ず「圖書部」に依る
▲送料は郵費に依る
▲代金引換は不可
▲代金引換は不可
▲代金引換は不可

申 込 所

内閣印刷局發行課
電話九ノ路三五二一
振替東京一九〇〇番
全國各地官報販賣所
東京市錦町區後町一ノ三
振替東京九三九〇番
各書店・驛賣店

注 意

▲本誌より轉載の場合は必ず「圖書部」に依る
▲本誌より轉載の場合は必ず「圖書部」に依る
▲本誌より轉載の場合は必ず「圖書部」に依る

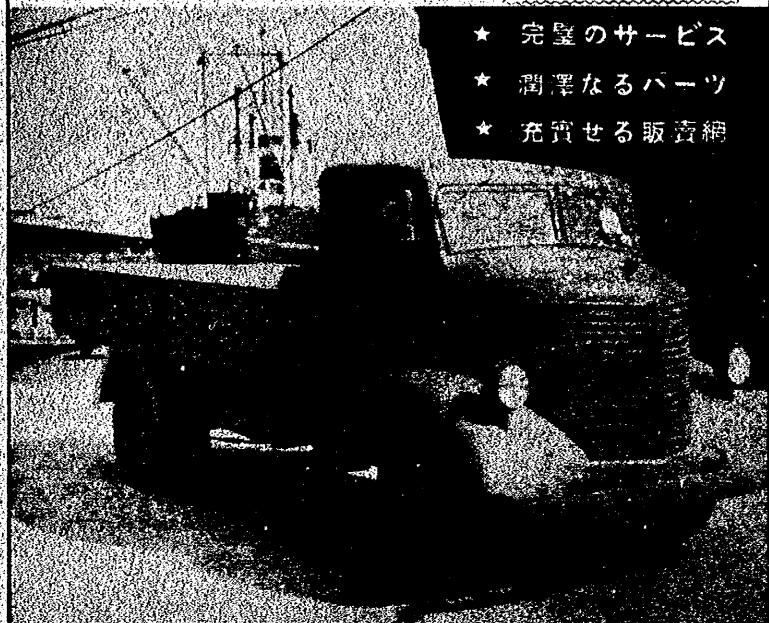
ニッサントラック・バス

ニッサントラック及びバスは強力
のエンジン、頑丈なるシャシー構造
絶大の耐久力、鋭敏なる車速、高度
の経済性等の特長を有し、非常時局
下の強力車として必要なる總ての機
能を完備し新界の絶頂を博して居り
ます。

営業所

東京 東京都中央区
大阪 大阪市東区
名古屋 名古屋市中区
京都 京都市中京区
神戸 神戸市中央区
横浜 横浜市中区
福岡 福岡市東区
仙台 仙台市青葉区
新潟 新潟市中央区
金沢 金沢市東区
富山 富山県富山市
石川 石川県小浜市
福井 福井県福井市
滋賀 滋賀県彦根市
岐阜 岐阜市
愛知 愛知県名古屋市
三重 三重県津市
奈良 奈良市
和歌山 和歌山市
鳥取 鳥取市
徳島 徳島市
香川 香川県高松市
高松 高松市
愛媛 愛媛県松山市
高知 高知市
福岡 福岡県北九州市
佐賀 佐賀市
熊本 熊本市
大分 大分市
宮崎 宮崎市
鹿児島 鹿児島市
沖縄 沖縄県那覇市
(全国各地に販売店あり)

- ★ 完璧のサービス
- ★ 潤澤なるパーツ
- ★ 充實せる販賣網



東京 日産自動車販賣株式会社

國際經濟 報 週

四月六日號内容

第七十五議會を扶る (要約)

内閣を動かす人々
豫算案とその施行
戦時財經策を衝く
低調議會の横顔
議會後の政局と政黨
主要法律案の解説
第七十五議會の印象(第九週)
新國民政府の全貌
新國民政府要人月旦
フランクスの轉向

資料欄

- △國內政治・財政・經濟ニュース
- △海外政治・軍事・財經ニュース
- △海外政治・外交・財經ニュース
- △歐米状況・各國戰時財經報
- △海外及び本邦對外貿易情報
- △國際商品情報・諸商品需給統計
- △内外貨・金融・為替・商情況
- △國內銀行會社近況・配當率
- △國內物價・財政・商品需給統計
- △海外物價・物價・商品需給統計
- △内外市場爲替・證券・商品相場
- △東洋市場長期・短期・貨物相場

每冊四六倍約八〇頁
刊行 大正九年

見本 三種郵券封入御用合ふ
每冊土曜日發行
定 二部三錢送料二錢
一年分納送料共
十四圓五十錢

法人同盟通信社

東京市京橋區銀座西八ノ九
電話 銀座(二) 三九六番
電報 口部東京八五〇〇番

露光量違いにより重複撮影

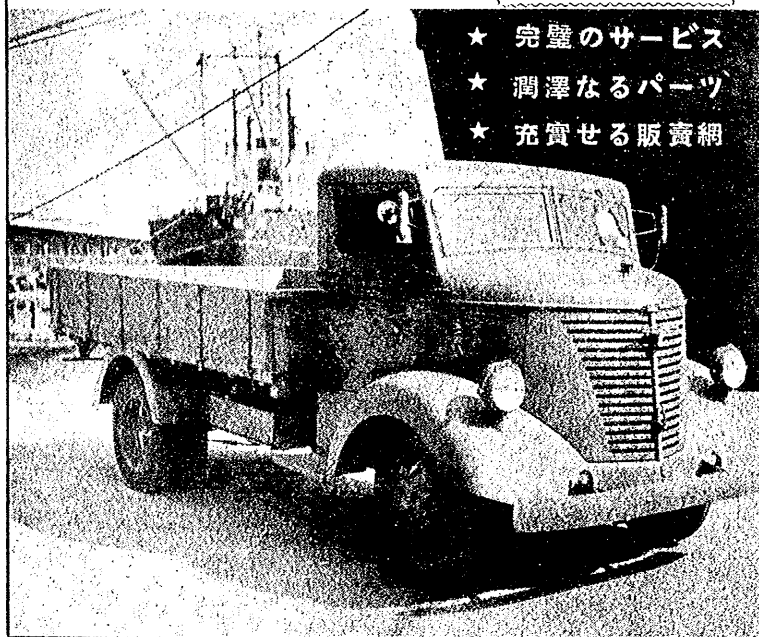
ニッサントラック・バス

ニッサントラック及びバスは強力
のエンジン、頑丈なるシャシー構造
絶大の耐久力、駿放なる車速、高度
の経済性等の特長を有し、非常時局
下の強力車として必要なる總ての機
能を完備し斯界の絶頂を博して居り
ます。

営業所

東京市京橋區銀座
大阪市西區江戶堀
名古屋市東區大池町
京都市東區東山町
横浜市東區磯子町
神戸市東區南町
福岡市東區大門町
京城市東區新町
名古屋市東區新町
京城市東區新町
上海英租界
(全國各地に販賣店あり)

- ★ 完璧のサービス
- ★ 潤澤なるパーツ
- ★ 充實せる販賣網



東京 日産自動車販賣株式會社 丸の内

國際經濟 報 週

四月六日號内容
第七十五議會を抉る (第九頁)

内閣を動かす人々
豫算案とその施行
戦時財經策を衝く
低調議會の横顔
議會後の政局と政黨
主要法律案の解説
第七十五議會の印象 (第九頁)
新國民政府の全貌
新國民政府要人月旦
フランスの轉向

資料

國內政治・財政・經濟ニュース
國政政治・軍事・財經ニュース
海外政治・外交・財經ニュース
海外及日本對外貿易情報
國產物品情報・商物品價格統計
海外物品・金融・為替・商品相場
國內銀行・証券・信託
國內物價・財政・商品價格統計
海外財政・物價・商品價格統計
内外市場價格・證券・商品相場
東京市場長期・短期・貨物相場
見本 三連券券額八圓
定價 大正九年
毎月土曜日發行
一年分前送料共
十四圓五十錢

行 經
東京市京橋區銀座第八ノ九
電話 銀座(四) 三九六
社 同人 同盟通信社
社 同人 同盟通信社
社 同人 同盟通信社

法人 同盟通信社

露光量違により重複撮影

週報

號日四十二月四

個人の税金はどう變つたか
 精動機構の改組
 外貨獲得と農林水産物
 北歐電撃作戦の一考察
 北歐三國と英獨ソ
 新東亞、百二十億の貯蓄から

特別 二千六百年史抄(二)
 内閣情報部參與菊池 寛

第一八四號 昭和十五年四月十七日發行

五錢

週報

昭和十五年四月十七日發行 郵便特認可 (毎週一回水曜日發行)

内閣印刷局印刷發行



(判LA51格規定國はさき大の書本)